

## 米原市都市計画審議会の委員を募集します

☎市 都市計画課 ☎53-5144 ㊟53-5138

市では、土地利用のルールや道路・公園等の都市施設の都市計画を調査審議するため、米原市都市計画審議会を設置しています。審議会の公正な運営と透明性の確保、より広い市民意見の反映を目的に、公募委員を募集します。

### 応募資格

- ・市内在住、在勤、在学の満18歳以上の人(令和6年1月21日時点)
- ・市が設置するほかの審議会等の委員に2以上就いていない人
- ・米原市都市計画審議会の委員として、在任期間が通算して3期を超えない人
- ・米原市都市計画審議会の所掌事務に利害関係が生じるおそれがない人

### 募集期間

11月1日(水)～22日(水)

### 募集人数

3人程度

### 任期

令和6年1月21日～令和8年1月20日

### 応募方法

公募要領を確認の上、申込書※を持参、郵送、ファクスまたはメール(toshi@city.maibara.lg.jp)で都市計画課まで提出してください。



▲11月1日(水)公開

提出先 〒521-8501 米原市米原1016 米原市役所 都市計画課宛

※申込書は都市計画課、山東支所、各市民自治センターに設置のほか、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

## 農業委員を紹介します

☎市 農業委員会事務局 ☎53-5136 ㊟53-5139

農業委員は、市長からの任命を受け、3年の任期で活動しています。農地に関することは気軽にご相談ください。

### 農業委員の主な役割

- ・農業委員会の総会に出席し、農地法に基づく農地の権利移動や転用の許可申請に対する審議
- ・農地利用の最適化(担い手へ農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進するため農地パトロールや農業者等への農地利用の意向調査等の現場活動

### 農業委員の皆さん(順不同・敬称略)

はやし きよみ 林 清美	たかほし ひょうすけ 高橋 兵助	いとう のぶよし 伊藤 信義
おおたに あきら 大谷 章	ながお ひろみち 長尾 宏真	こたに たけし 小谷 毅
なかがわ かおる 中川 薫	あはら ひでお 阿原 秀生	むらた まつお 村田 松男
ほりい りょういち 堀居 良一	すぎやま ひろお 杉山 博士	おおばやし とよかず 大林 豊和
おがわ のりひさ 小川 典久	すど せいじ 須戸 清次	やまむら としひろ 山村 敏博
にしかわ いちろう 西川 一郎	いそざき きよし 磯崎 清	たかだ ゆり 高田 由利
やまがた ひろし 山形 寛史		

※農業委員の地区割等、詳しくは「まいばら市農業委員会だより(第24号)」をご覧ください。  
なお、市公式ウェブサイトにも掲載しています。



## アルフォンス・ミュシャ展in伊吹(無料)

☎(一社)びわ湖の素DMO ☎51-9082 ㊟51-9083

堺市所蔵のアルフォンス・ミュシャの作品をお借りし展示します。ぜひご覧ください。

### 日時

11月1日(水)～30日(木)

9時～17時(最終受付16時30分)

### 場所

伊吹薬草の里文化センター  
Galleryかくとだに



※昨年の様子

## スポーツ顕彰の候補者を募集します

☎市 スポーツ推進課 ☎53-5155 ㊟53-5129

令和5年にスポーツにおいて優秀な成績を収めた人・地域スポーツの発展・推進に功績のあった人の推薦を募集します。

### 表彰部門

功労賞、特別表彰、優秀選手賞、優秀団体賞

### 募集締切

令和6年1月12日(金)

推薦方法や推薦基準など詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



## 家屋や森林、農地などに関して 必要な届け出を行ってください

☎市 税務課 ☎53-5115 ㊟53-5118  
市 まち保全課 ☎53-5175 ㊟53-5179  
市 農業委員会事務局 ☎53-5136 ㊟53-5139

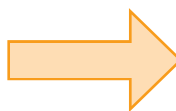
### 家屋の異動を行ったときは年内に届け出を

☎市 税務課 ☎53-5115 ㊟53-5118

家屋(住宅、物置、車庫など)には、毎年1月1日を基準として固定資産税が課税されます。取り壊しや、所有者が変更になった場合、年内に届け出を行わないと翌年度もその家屋分の固定資産税が課税されますので、ご注意ください。

家屋を取り壊した  
(住宅、物置、車庫などを取り壊した)

未登記家屋の所有者が変わった  
(売買や贈与により、所有者が変更になった)



### 年内に「家屋異動申告書」を提出してください

提出先：税務課、山東支所、各市民自治センター  
持ち物：印鑑、必要資料(詳しくは、申告書の裏面または市公式ウェブサイトをご確認ください)

※申告書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

建築確認申請書の提出が不要な建築物を建築した  
※登記手続きも行わない場合



### 完成後すみやかに税務課へご連絡ください

固定資産税の課税対象である家屋の場合、現地調査により評価額の算定を行います。

登記手続きも  
お忘れなく

売買や相続などで固定資産(土地、家屋)の所有者が変更になった場合、登記の変更手続きが必要です。また、未登記家屋も登記を行ってください。

### 森林の土地を取得したときは90日以内に届け出を

☎市 まち保全課 ☎53-5175 ㊟53-5179

#### 「所有者届出書」を提出してください

提出先：まち保全課

※届出書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



### 相続等により農地を取得したことを知った日から10カ月以内に届け出を

☎市 農業委員会事務局 ☎53-5136 ㊟53-5139

#### 「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」を提出してください

提出先：農業委員会事務局

※届出書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



## 高齢者等安心確保(絆ボタン)事業

### 救急医療情報カードを定期的に見直しましょう

☎市 高齢福祉課 ☎53-5122 ㊟53-5119

市では、高齢者や障がい者の皆さんが救急時に備えるため、高齢者等安心確保(絆ボタン)事業を行っています。救命作業が迅速に行われるよう「救急医療情報カード」の内容に変更がないか定期的に見直しましょう。

#### 絆ボタンとは

かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を記載した救急医療情報カード等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。救急時および災害時に適切な医療活動を確保し、高齢者および障がい者の人が安心して生活できる環境づくりを目的に実施しています。

絆ボタン本体▶



#### 絆ボタン配布対象者

- ①75歳以上の人
- ②要介護認定において要介護3から要介護5までの判定を受けている人
- ③身体障害者手帳をお持ちの人(1級もしくは2級に該当する人など)
- ④療育手帳をお持ちの人(重度または最重度に該当する人)
- ⑤精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人(1級に該当する人)
- ⑥救急時に不安を抱く人および災害時に自力避難することが困難な人

#### 更新方法

緊急時連絡先やかかりつけ医等に変更がある場合、最新の情報を救急医療情報カードに記入します。

※高齢福祉課、山東支所または各市民自治センターに更新用の救急医療情報カードを設置しています。

新規申請も随時受付中です。

詳しくは高齢福祉課(☎53-5122)までお問い合わせください。

## 新型コロナワクチン接種について

☎ 市 健康づくり課(新型コロナワクチン接種担当) ☎53-5126 ㊟ 53-5138  
 市 新型コロナワクチン接種コールセンター  
 ☎0120-300-487 受付時間:8時30分～20時(土・日・祝日含む)

接種日程や接種会場など最新の情報はコールセンターまたは市公式ウェブサイトをご確認ください。



令和5年秋開始接種を実施しています。

### 対象

初回接種を完了し、前回接種から3カ月以上経過した生後6カ月以上の人  
 ※65歳以上の人および基礎疾患を有する人以外は、予防接種法上の努力義務の適用はありません。  
 ※初回接種は、生後6カ月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種です。

### 使用ワクチン

オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン  
 ※接種回数は実施期間中に1人1回です。

### 実施期間

令和6年3月31日まで

### 費用

無料

初回接種を受けていない人は、まずは初回接種を受けてください。  
 詳しくは、市公式ウェブサイトをご確認ください。



## 令和5年度の宝くじ助成事業を紹介します

☎ 市 地域振興課(近江市民自治センター) ☎53-5191 ㊟ 52-8730  
 市 地域振興課(伊吹市民自治センター) ☎53-5190 ㊟ 58-1630

宝くじの助成金で整備した事業を紹介します。宝くじの助成金は、地域のあらゆるまちづくり活動に役立てられています。



西門寺区  
 (一般コミュニティ助成事業)

助成額110万円  
 ・ラジコン草刈機1台  
 ・アルミブリッジ1セット



春照区  
 (地域防災組織育成事業)

助成額200万円  
 ・可搬式ポンプ1台  
 ・台車1台  
 ・関連器具一式

コミュニティ助成事業とは、コミュニティ組織(自治会)の活動に必要な施設の整備や自主防災組織の育成など地域活動を行うために必要な事業に対して助成されます。



## 漏水通報にご協力をお願いします

☎ 市 上下水道課 ☎ 53-5173 ㊟ 53-5179  
 長浜水道企業団 ☎ 62-4101 ㊟ 63-6819

道路上で水が吹き出ている、雨が降っていないのにいつも水溜まりができてしまうような場合、地下に埋設されている水道管からの水漏れかもしれません。

市では、普段から漏水調査等を実施していますが、漏水の発見のためには市民の皆さんのご協力が必要です。漏水かな?と思ったら、**上下水道課**までご連絡をお願いします。



※近江地域での漏水は長浜水道企業団にご連絡をお願いします。

長浜水道企業団

☎62-4101 ㊟63-6819